

指定訪問看護重要事項説明書（介護保険・医療保険）

1. 事業の目的

居宅において、主治医が訪問看護の必要を認めた利用者に対し、適正な訪問看護を提供することを目的とします。

2. 運営の方針

- 1) おゆみの中央病院訪問看護ステーション（以下「本事業所」という。）の職員は、利用者の心身の特性を踏まえて、可能な限りその居宅において、要介護状態の軽減または悪化防止に資するように、療養上の目標を設定して支援します。
- 2) 事業の実施にあたっては、居宅介護支援事業所、関係区市町村、地域の保健・医療福祉機関との綿密な連携を図り、総合的なサービスの提供に努めます。

3. 事業者概要

- 1) 事業者名称 医療法人社団 淳英会
- 2) 所在地 〒266-0033 千葉県千葉市緑区おゆみ野南六丁目 49 番地 9
- 3) 代表者名 理事長 山下 剛 司
- 4) 電話番号 043-293-6771

4. 事業所概要

- 1) 事業所名称 医療法人社団 淳英会
おゆみの中央病院訪問看護ステーション
- 2) 指定番号 千葉市指定 第 1260190736 号(介護) 第 120190736 号(医療)
- 3) 所在地 〒266-0033 千葉県千葉市緑区おゆみ野南六丁目 49 番地 9
- 4) 電話番号 043-300-3362 （おゆみの中央病院在宅医療センター内）

5. 本事業所の職員体制・営業時間・営業地域

- 1) 職員体制 常勤 10 名・非常勤 4 名
(管理者（看護師）1 名 看護師 8 名 理学療法士 5 名)
- 2) 営業日 月曜日から土曜日（日・祝日 年末年始を除く）
- 3) 営業時間 午前 8 時 30 分から午後 5 時 30 分
- 4) 営業地域 千葉市緑区の全域、千葉市中央区・千葉市若葉区の一部、
市原市の一部
- 5) 電話等により 24 時間常時連絡が可能な体制と必要時訪問が可能な体制があります。

6. 訪問看護の内容

訪問看護の内容は主治医（かかりつけの医師）の指示書に基づき、次のサービスの提供を行います。また、主治医に対し、月 1 回看護計画書・看護報告書を提供いたします。

- 1) 療養上の世話
 - ・食事（栄養）の管理、援助・排泄の管理、援助・清潔の管理、援助（清拭等）
 - ・認知症の看護・ターミナルケア
- 2) 診療の補助
 - ・褥瘡（床ずれ）の処置・カテーテル管理等の医療処置
- 3) リハビリテーションに関する事
- 4) 家族支援に関する事
 - ・家族への療養上の指導、相談
 - ・家族の健康管理
 - ・福祉制度の紹介

7. 利用料・支払い・キャンセル・交通費

- 1) 厚生労働省が定める基準の訪問看護の費用を利用者から受けるものとします
- 2) 利用者はおゆみの中央病院訪問看護ステーション料金表（別紙）の訪問看護サービスに対する所定の利用料およびサービスを提供する上で別途必要になった費用を支払うものとします
- 3) 利用料金の支払い方法
毎月、15 日前後に前月分の請求書をお渡し（または郵送）いたします。
口座振替日は毎月 27 日（金融機関休業日の場合は翌営業日）に前月分の引き落としになります。引き落とし期日前に預金口座の残高をご確認ください。
お支払いを受けた時は、利用者に対し領収書を発行いたします。
- 4) キャンセル料
訪問看護の利用中止については、前日までにご連絡いただければ、予定されたサービスを変更または中止することが出来ます。訪問時間前までにご連絡がない場合は利用料の全額負担（100%）をして頂く事がありますのでご注意ください。
ただし、利用者の急な入院などの場合はキャンセル料の請求はありません。
- 5) 交通費
医療保険での訪問看護利用時、交通費は実費（税込）がかかります
ステーションから片道 5 km 未満 1 回 275 円（税込）
ステーションから片道 5 km 以上 1 回 550 円（税込）
介護保険での訪問看護利用時、交通費は片道 10km 以上の場合のみ
1km につき 55 円（実費、税込）がかかります
- 6) 死後の処置料は 16,500 円で保険適応外の実費（税込）となります。

8. 緊急時における対応方法

訪問看護の提供にあたり、利用者の病状の急変およびその他の緊急事態が生じた時は、臨時・応急の手当てを行うと共に、速やかに主治医・ご家族へ連絡をし、適切な処置を行う事とします。

9. 秘密の保持

本事業所の職員は、当該事業所で知り得た利用者または家族に関する秘密を正当な理由なく、第三者に漏らしません。この秘密を守る義務は、契約が終了した後も継続します。

10. 高齢者虐待防止

本事業所は、利用者等の人権擁護・虐待の防止等の為に、次に掲げる通り必要な措置を講じます。

- 1) 研修を通じて、職員の人権意識の向上や知識向上に努めます。
- 2) 職員が支援に当たっての悩みや苦労を相談できる体制を整える他、職員が利用者の権利擁護に取り組める環境整備に努めます。

11. 契約の終了

利用者及び利用者の家族は、本事業所に対して、1週間の予告期間をおいて、利用中止の意思表示により、利用者の居宅介護サービス計画に関わらず、本契約に基づくサービスの利用を解除・終了できます。ただし、利用者の急変、急な入院等の場合はこの限りではありません。

12. 苦情・相談の窓口

- 1) 本事業所の相談・苦情担当窓口（受付時間 8 時 30 分～17 時 30 分）
本事業所の訪問看護サービスについてのご相談・苦情
おゆみの中央病院訪問看護ステーション
管理者 山本 圓 電話：043-300-3362
- 2) 本事業所以外に、市町村の相談・苦情窓口
【千葉県国民健康保険団体連合会】
 - ・介護保険課 苦情処理係 043-254-7528【千葉県保健福祉局高齢障害部介護保険事業課】 043-245-5062
 - ・中央保健福祉センター高齢障害支援課介護保険室 043-221-2198
 - ・若葉保健福祉センター高齢障害支援課介護保険室 043-233-8264
 - ・緑保健福祉センター高齢障害支援課介護保険室 043-292-9491【市原市 高齢者支援課】 0436-23-9873

13. 感染症の発生及びまん延に関する取り組み

本事業所は、感染症の発生やまん延の予防や発生時の対応について、指針の策定や定期的な委員会の開催、研修及び訓練を実施し、感染対策の基礎的内容等の適切な知識を普及、啓発するとともに衛生管理(使用物品の消毒等)の徹底や衛生的なケア（マスク、手袋、フェイスシールド等を着用してのケア等）を行います。

14. 電磁的記録について

サービス提供に係る書面（被保険者証に関するものを除く）の作成と保存に関しまして、当事業所の使用する電子計算機に備えられたファイル又は磁気ファイル等をもって記録、調製、保存する場合がございます。

15. ICT機器の活用

本事業所では感染防止対策や他職種連携の促進等の観点から、会議の場でテレビ電話装置等の活用をさせて頂く場合がございます。

16. 個人情報保護方針について

本事業所は、信頼の医療に向けて、利用者により良い医療を受けて頂けるよう、日々努力を重ねております。利用者の個人情報につきましても適切に保護し管理することが、非常に重要であると考えております。そのため、当ステーションでは以下の個人情報方針を定め、確実な遂行に努めます。

1) 個人情報の収集について

本事業所が利用者の個人情報を収集する場合、看護および患者様の医療に関わる範囲で行います。

2) 個人情報の利用および提供について

本事業所は利用者の個人情報の利用につきましては以下の場合を除き、本来の利用目的範囲を超えて利用いたしません。

- ・ 利用者の了解を得た場合
- ・ 個人を識別あるいは特定できないに状態に加工して利用する場合
- ・ 法令等により提供を要求された場合

本事業所は法令の定める場合を除き、利用者の許可なく、その情報を第3者に提供いたしません。

3) 個人情報の適正管理について

本事業所は、利用者の個人情報について、正確かつ最新の情報に保ち、利用者の個人情報の漏洩、紛失、破壊、改ざん又は利用者の個人情報へのアクセスを防止することに努めます。

4) 個人情報の確認・修正等について

本事業所は、利用者の個人情報について、患者様が開示を求められた場合には、遅

滞なく内容を確認し、当院の「患者情報の提供に関する指針」に従って対応致します。また、内容が出ない等の理由で訂正を求められた場合も、調査し適切に対応致します。

5) 法令の尊厳と個人情報保護のしくみの改善

本事業所は、個人情報の保護に関する日本の法令、その他の模範を遵守すると共に、上記の各項目の見直しを適宜行い、個人情報保護のしくみの継続的な改善を図ります。

17. その他運営についての注意事項

- 1) 本事業所の職員は質的向上を図るための研修の機会を設けます。
研修等こちらの都合で変更させていただく場合は、事前に説明の上、別の日に振替えをお願いいたします
- 2) 本事業所の職員は年金の管理、金銭の貸し借り等、金銭の取り扱いはいたしません。
- 3) 本事業所の職員に対する贈り物や飲食等のもてなしは、ご遠慮いたします。
- 4) 駐車場の確保は、利用者及び利用者の家族の方々での対応をお願いいたします
有料駐車場の場合の料金は利用者及び利用者の家族の方々でのご負担になります。
- 5) 災害、天災等により訪問が困難な場合は、振替え等の対応とさせていただきます。
- 6) この規定に定める事項の他、運営に関する重要事項は医療法人社団淳英会との協議に基づいて定めるものとします。

18. 附則

平成 26 年 9 月 1 日	作成
平成 30 年 4 月 1 日	改定
令和 元年 5 月 1 日	改定
令和 元年 10 月 1 日	改定
令和 2 年 4 月 1 日	改定
令和 3 年 4 月 1 日	改定
令和 5 年 8 月 1 日	改定
令和 5 年 12 月 1 日	改定
令和 6 年 4 月 1 日	改定